

大正十二年八月十八日

六次

五川電鉄同盟罷業ニ関スル續報

別紙新報の如く、中西伊之助が總同盟側を出し投まて
 御外に本側より解任者九人に對する手当として金五百
 円を得たる行方次第のやうな理由のものに、四早に總同盟側より
 ツテ、一般労働組合が本側を義運動をせしめて、
 せいの、遂に中西伊之助の具体的な運動により進展
 に至つた。其の理由を採らる。

本月初五川電鉄同盟罷業起るや、在東京の労働運動家
 本側を義運動する事は、之れを以て直ちに東京全市に波及
 せしむる、直に總同盟側とすべく期待し、河内も本側を密
 かに同運動に賛同しつゝ、ありしが、尙同罷業が時機とい
 ひ理由といひ、又性所上から労働者「は」のありしを殊々金

中西
金
ル
ル

加
作
記
録

附
録
馬
會